

東京都離島航空路線感染症拡大防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、国が定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」附則（令和2年7月1日付国総地第34号、国総モ第16号、国鉄事第87号、国自旅第78号、国海内第29号、国空事第414号）（以下「国の要綱附則」という。）の新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な対策を行う事業（以下「感染症拡大防止対策事業」という。）を実施する場合においては、予算の範囲内において当該事業を行う事業者に対し補助金を交付できるものとし、その交付に関しては、国の要綱附則及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、東京都離島航空路線補助金要綱（令和元年9月19日付31港島管第554号）に基づき当該年度交付決定の通知かつ国の要綱附則第7条の交付決定の通知を受けた補助事業者であって、国の要綱附則別表1（令和2年7月1日改正附則第2条及び第4条第2項関連）（以下「国の要綱附則別表1」という。）に掲げる感染症拡大防止対策事業を行う者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、国の要綱附則別表1の航空に掲げる補助対象経費の区分に定める感染症拡大防止対策のための設備等の導入等とし、補助対象経費は補助対象事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国の要綱附則第7条で交付決定を受けた補助対象経費から同条で通知された国庫補助金を減じた額以内とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事の指定する日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 申請書には、国の要綱附則第7条の規定により通知された交付決定通知書、費用の内訳、その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金交付決定通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）

により補助金の交付を申請した者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、交付決定変更申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

第8条 知事は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、交付決定変更承認・不承認通知書（第4号様式）を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、補助金の交付に係る契約書、領収書又は明細書の写しを添えなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条の報告に係る対象事業の成果が補助金交付額の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付額を確定し、確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、都から補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消)

第14条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反するとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- 四 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 五 法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を納付しなければならない。

(補助金の整理)

第17条 補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助対象事業により取得した財産は、当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過しないで、知事の承認を受けず補助

金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第8号様式）を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 知事の承認を受けて、当該財産を処分したことにより収入があった場合は、収入の一部を都に納付させることがある。この場合において、その額は、知事が定めるところによる。

附 則（2港島管第378号）

第1条 この交付要綱は、令和2年9月28日より施行し、令和2年5月27日以降から適用する。

（補助金の額）

第2条 令和2年度における補助金の額は国の要綱附則第7条で交付決定を受けた補助対象経費から同条で通知された国庫補助金を減じた額の2分の1以内とする。